

新婚世帯の住居費用・リフォーム費用を支援します！
令和7年度弥富市結婚新生活支援補助金



【対象世帯】

下記のすべてを満たす新婚世帯

※ 夫婦：弥富市ファミリーシップ宣誓制度を活用し、受理証明書の発行を受けた方を含む。

- ① 令和7年1月1日から令和8年2月20日までの間に婚姻届を提出した又は受理された夫婦（ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。）
- ② 新居となる住宅が弥富市内にあり、その住宅に夫婦ともに住民票がある。
- ③ 夫婦ともに婚姻等の日における年齢が39歳以下
- ④ 夫婦の年間所得合計（令和6年1月1日～令和6年12月31日分）が500万円未満
※ 貸与型奨学金を返済中の場合は、世帯の所得から令和6年中の返済額を控除
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助又は原則として国の他の住宅取得補助を受けていない。
- ⑥ 過去にこの補助金（他の自治体における同様の補助金を含む。）を受けたことがない。
- ⑦ 夫婦ともに申請日において、弥富市税を滞納していない。
- ⑧ 世帯の構成員全員が暴力団員又は暴力団密接関係者でない。
- ⑨ 申請日以後も弥富市内に住み続ける意思がある。

【対象経費】

令和7年4月1日から令和8年2月20日までの間に夫婦のいずれかが支払った、原則、夫婦のいずれかが契約名義人である以下の費用の合計額

＜住宅取得費用＞

婚姻等を機に、弥富市内で新たに物件を購入する際に要した費用

（土地代、住宅ローン手数料・利息、駐車場代、町内会費などは除く。）

※ 婚姻等の日より前の建物購入については、婚姻日から1年以内に取得したもの

＜リフォーム費用＞

婚姻を機に、住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

（倉庫、車庫及び外構に係る工事費用、家電の購入・設置に係る費用などは除く。）

※ 婚姻等の日より前のリフォームについては、婚姻等の日から1年以内のリフォーム

【申請期間】

令和7年6月2日～令和8年2月20日

ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。



【申請に必要な書類】

共通書類（★：弥富市の公簿で確認できる場合は省略可）

- ・補助金交付申請書
- ・婚姻届受理証明書もしくは婚姻後の戸籍謄本またはパートナーシップにあることを証明する書類の写し ★
- ・夫婦2人分の令和7年度所得証明書（令和6年1月1日～令和6年12月31日）★
※令和7年1月1日現在の住所地で発行可能
- ・奨学金返還証明書、返済額が確認できる通帳の写し等令和6年中の貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類（奨学金を返済している場合）

住宅を取得した場合

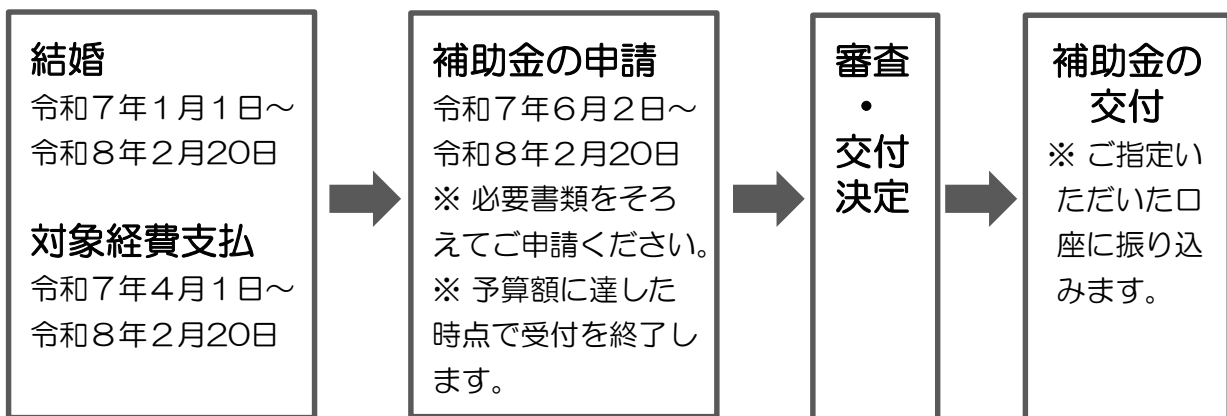
- ・売買契約書、工事請負契約書等の写し
- ・建物に係る代金がかかるものの写し
- ・建物取得費用を支払ったことがわかるものの写し（領収書や通帳等）
- ・住宅ローンに関する契約書の写し（ローンの場合 金銭消費貸借契約書等）
- ・引き渡し証明書等の写し（婚姻等前の建物購入の場合）

支払ったことがわかるものには、支払者氏名・金額・支払内容・支払日・支払先の記載が必要です。

リフォームをした場合

- ・工事請負契約書、請書等の写し
- ・リフォーム費用を支払ったことがわかるものの写し（領収書や通帳等）

【手続きの流れ】



【フラット35】地域連携型

本事業は住宅ローンの金利を引き下げる【フラット35】地域連携型と連携しており、本補助金の交付を受けた方が利用できます。
詳しくは、住宅金融支援機構のフラット35 HPをご覧ください。



【申請・問い合わせ先】

弥富市 市民生活部 市民協働課 市民協働グループ
電話 0567-65-1111（代表） Eメール kyodo@city.yatomi.lg.jp
〒498-8501 弥富市前ヶ須町南本田335番地 弥富市役所 本庁舎4階

必ず事前にご相談ください！！

